

○鳥羽志勢広域連合規約

（平成11年4月1日）
規約第1号

改正	平成13年7月19日県指令南志企第1-21号	平成16年8月20日規約第1号
	平成16年10月1日規約第2号	平成16年10月1日規約第3号
	平成17年3月10日規約第1号	平成17年3月25日規約第2号
	平成17年10月1日規約第3号	平成18年4月1日規約第1号
	平成19年4月1日規約第1号	平成20年4月1日規約第1号
	平成20年5月1日規約第2号	平成21年5月29日規約第1号
	平成21年12月25日規約第2号	平成25年11月1日規約第1号

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次の表の左欄に掲げる事務を処理し、当該事務を処理する区域は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の区域とする。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	鳥羽市、志摩市
介護保険に関する次の事務 1 介護認定審査会の設置運営に関する事務 2 要介護認定・要支援認定・更新等に関する事務 3 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務	鳥羽市、志摩市

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) 介護保険に関する次の事務に関すること。
 - ア 介護認定審査会の設置運営に関する事務
 - イ 要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務
 - ウ 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務
- 2 前項各号に掲げる事務についての連絡調整に関すること。

（広域連合の事務所）

第6条 広域連合の事務所は、志摩市磯部町迫間22番地に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は14人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 鳥羽市 4人
- (2) 志摩市 8人
- (3) 南伊勢町 2人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に、会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから広域連合長が命ずる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

（補助職員）

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔なもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員としての任期による。

第1編 総規（鳥羽志勢広域連合規約）

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表に掲げるとおりとする。

（補則）

第18条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現にごみ処理施設の管理及び運営を行っている関係市町は、この規約の施行にかかわらず、当該ごみ処理施設の管理及び運営を行うものとする。

（適用日の特例）

3 第4条の表中、規則で定める日までの間、

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
--	--------------

とあるのは、

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置に関する事務	鳥羽市、志摩市、南伊勢町
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の管理及び運営に関する事務	志摩市、南伊勢町（合併前の南勢町の区域に限る。）

Ａ「鳥羽志勢連合七」五四（一六〇）

とする。

（規則で定める日＝平成19年2月1日）

（志勢環境衛生組合の承継）

- 4 広域連合は、平成11年3月31日をもって解散する志勢環境衛生組合の事務及び財産を承継する。

（鳥羽志勢広域連合長職務執行者）

- 5 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、志勢環境衛生組合の解散時の管理者が鳥羽志勢広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。なお、収入役においても同様とする。

附 則（平成13年7月19日県指令南志企第1－21号）

この規約は、三重県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年8月20日規約第1号）

この規約は、平成16年6月28日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規約第2号）

（施行期日）

- 1 この規約は、三重県知事の許可のあった日から施行し、平成16年10月1日から適用する。ただし、第7条の改正規定は、平成17年11月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の鳥羽志勢広域連合規約（以下「新規約」という。）第8条第2項第2号の規定の適用については、平成17年10月31日までの間、同号中「7人」とあるのは「11人」とする。
- 3 新規約別表中負担割合の市町の欄については、当分の間、この規約による変更前の鳥羽志勢広域連合規約別表の規定を適用する。この場合において、「浜島町」とあるのは「志摩市（浜島町の区域に限る。）」と、「大王町」とあるのは「志摩市（大王町の区域に限る。）」と、「志摩町」とあるのは「志摩市（志摩町の区域に限る。）」と、「阿児町」とあるのは「志摩市（阿児町の区域に限る。）」と、「磯部町」とあるのは「志摩市（磯部町の区域に限る。）」とする。

附 則（平成16年10月1日規約第3号）

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月10日規約第1号）

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

第1編 総規（鳥羽志勢広域連合規約）

附 則（平成17年3月25日規約第2号）

（施行期日）

- 1 この規約は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成16年4月1日から同年9月30日までの間、この規約による変更後の鳥羽志勢広域連合規約別表の備考2の表の規定の適用については、次の表のとおりとする。

市	町	平成19年処理区域内人口
鳥	羽 市	21,497人
南	勢 町	5,142人
南	島 町	7,562人
浜	島 町	5,043人
大	王 町	7,456人
志	摩 町	13,945人
阿	児 町	21,148人
磯	部 町	8,436人

附 則（平成17年10月1日規約第3号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の鳥羽志勢広域連合規約別表中負担割合の市町の欄については、当分の間、平成16年鳥羽志勢広域連合規約第2号による変更前の鳥羽志勢広域連合規約別表の規定を適用する。この場合において、「南勢町」とあるのは「南伊勢町（合併前の南勢町の区域に限る。）」と、「南島町」とあるのは「南伊勢町（合併前の南島町の区域に限る。）」と、「浜島町」とあるのは「志摩市（浜島町の区域に限る。）」と、「大王町」とあるのは「志摩市（大王町の区域に限る。）」と、「志摩町」とあるのは「志摩市（志摩町の区域に限る。）」と、「阿児町」とあるのは「志摩市（阿児町の区域に限る。）」と、「磯部町」とあるのは「志摩市（磯部町の区域に限る。）」とする。

附 則（平成18年4月1日規約第1号）

改正 平成20年4月1日規約第1号
平成21年5月29日規約第1号

平成20年5月1日規約第2号
平成21年12月25日規約第2号

（施行期日）

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

（負担金の特例）

- 2 平成18年度の資源ごみ処理費にかかる南伊勢町の負担金の額は、別表資源ごみ処理費の項割合の欄に定める割合を乗じて得た額に規則で定める額を加えた額とする。

附 則（平成19年4月1日規約第1号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規約第1号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

（負担金の特例）

- 2 平成20年度の資源ごみ処理費にかかる志摩市の負担金の額は、別表資源ごみ処理費の項割合の欄に定める割合を乗じて得た額に規則で定める額を加えた額とする。

（鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約の一部変更）

- 3 鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約（平成18年規約第1号）の一部を次のように変更する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年5月1日規約第2号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

（鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約の一部変更）

- 2 鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約（平成18年規約第1号）の一部を次のように変更する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年5月29日規約第1号）

（施行期日）

- 1 この規約は、三重県知事の許可のあった日から施行し、改正後の鳥羽志勢広域

連合規約の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約の一部変更）

- 2 鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約（平成18年規約第1号）の一部を次のように変更する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年12月25日規約第2号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

（鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約の一部変更）

- 2 鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約（平成18年規約第1号）の一部を次のように変更する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年11月1日規約第1号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

区 分		負 担 割 合		
		市 町	費 目	割 合
1 管理費	議会費及び総務費	鳥羽市、志摩市、南伊勢町	管 理 運営費	人口割
2 し尿処理費	(1) 中継及び運搬業務	志摩市、南伊勢町（合併前の南勢町の区域に限る。）	管 理 運営費	利用割
	(2) 鳥羽志勢衛生処理場	鳥羽市、志摩市、南伊勢町	管 理 運営費	利用割
			施 設 建設費	普通交付税算入額
				平等割10%、人口割90%
3 ごみ処理費	鳥羽志勢ごみ処理場	鳥羽市、志摩市	管 理 運営費	利用割
			施 設 建設費	普通交付税算入額
				人口割
4 介護保険費	介護保険	鳥羽市、志摩市	管 理 運営費	利用割

備考

- 人口割の算定の基礎は、予算の属する年度の初日の属する年の前年9月末日の住民基本台帳人口とする。
- 備考1の規定にかかわらず、し尿処理費の鳥羽志勢衛生処理場施設建設費の人口割の算定の基礎は、次の表の左欄に掲げる市町の区分に応じ、同表の右欄に掲げる平成19年処理区域内人口とする。この場合において、処理区域内人口とはし尿処理施設整備計画書の行政区域内人口推計から下水道水洗化人口を除いた人口とし、合併前の南勢町にあっては下水道水洗化

人口に農・漁業集落排水水洗化人口を含むものとする。

市	町	平成19年処理区域内人口
鳥	羽 市	21,497人
志	摩 市	56,028人
南	伊 勢 町	12,704人

- 3 し尿処理費の項割合の欄中、「利用割」の算定の基礎は、予算の属する年度の初日の属する年の前々年10月1日から前年9月30日までの間の市町のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿」という。）投入実績量とする。ただし、し尿投入実績量が把握できない市町については、「し尿投入実績量」を「前年の一般廃棄物処理事業実態調査のし尿処理の状況のし尿及び浄化槽汚泥の処理量」と読み替える。また、「平等割」の算定の基礎は、鳥羽市又は志摩市若しくは南伊勢町の合併前の町を単位として算出する。
- 4 ごみ処理費の項割合の欄中、「利用割」の算定の基礎は、予算の属する年度の初日の属する年の前々年10月1日から前年9月30日までの間の市のごみ処理実績量とする。ただし、ごみ処理実績量が把握できない市については、「ごみ処理実績量」を「前年の一般廃棄物処理事業実態調査の排出形態別ごみ量の収集ごみ量（粗大ごみを除く）」と読み替える。
- 5 普通交付税算入額は、予算の属する年度の前年度の地方交付税法第11条により投資的経費の清掃費で事業費補正として算定された基準財政需要額に同条により公債費として算定された基準財政需要額を加えた額とする。
- 6 介護保険費の項割合の欄中、「利用割」の算定の基礎は、予算の属する年度の初日の属する年の前々年10月1日から前年9月30日までの間の市の介護認定審査会の利用実績とする。ただし、介護認定審査会の利用実績が把握できない市については、「介護認定審査会の利用実績」を「官報で公示された最近の国勢調査の結果による市の65歳以上の人口」に読み替える。